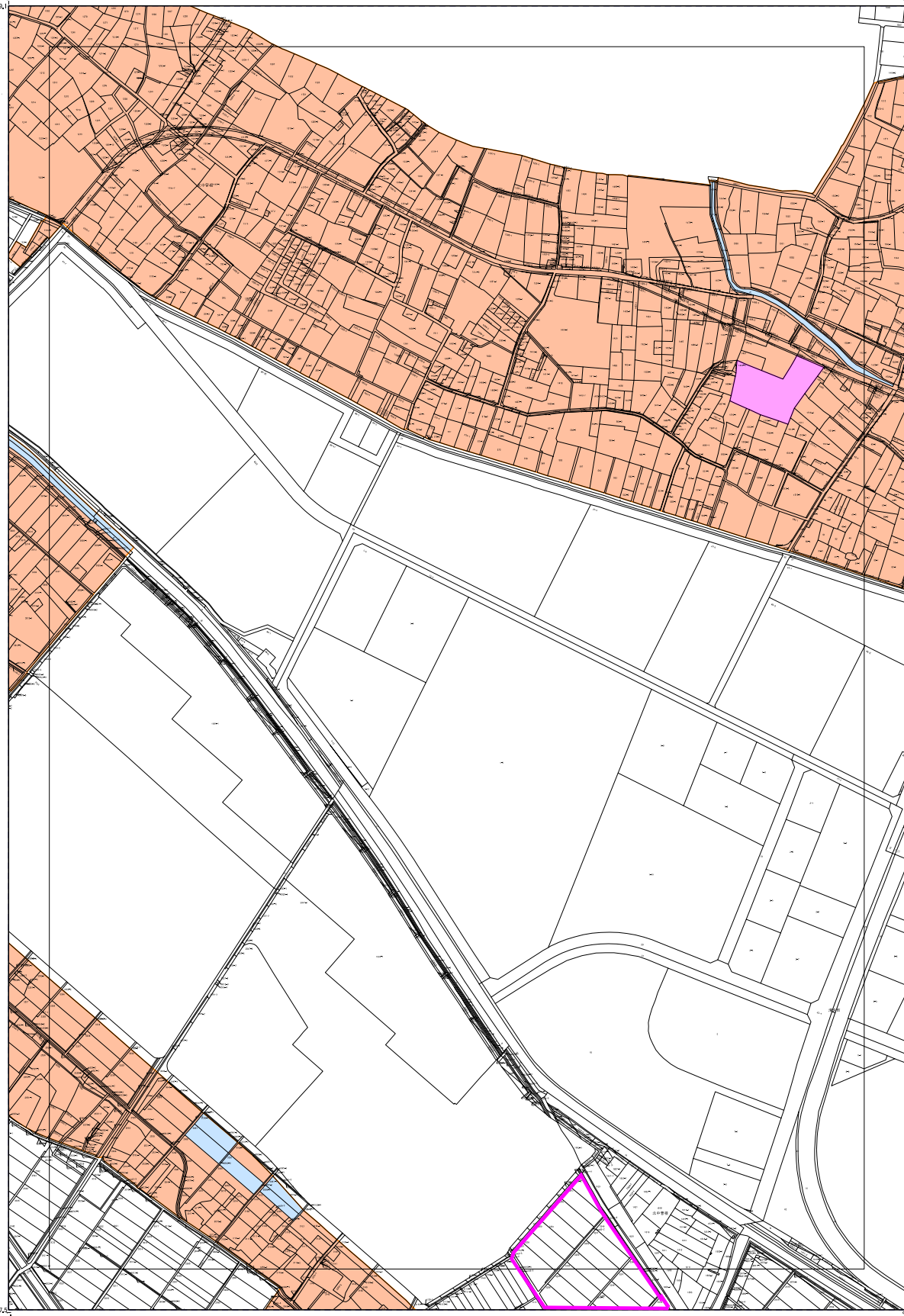
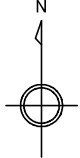


久喜市
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No23R

令和八年四月現在



15	16	17
22	23R	24
30	31	32



凡例	
	条例第5条第2項に基づく既存の浸水ハザード区域(浸水想定区域300mが適用される区域)
	条例第5条第2項に基づく既存の浸水ハザード区域(浸水想定区域300mが適用されない区域)
	【流通業務施設】 条例第1項第1号に基づく土地の区域のうち、都市計画法施行令第20条の各号に掲げる土地の区域、商業施設区域の敷地に附する用途地域区域並びに土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域(土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域)に附する土地の区域又は採掘後地を指す。
	【商業施設】 条例第1項第1号に基づく土地の区域のうち、都市計画法施行令第20条の各号に掲げる土地の区域、商業施設区域の敷地に附する用途地域区域並びに土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域(土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域)に附する土地の区域又は採掘後地を指す。
	【飲食施設】 条例第1項第1号に基づく土地の区域のうち、都市計画法施行令第20条の各号に掲げる土地の区域、商業施設区域の敷地に附する用途地域区域並びに土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域(土地利用法第2条第1項に規定する用途地域区域)に附する土地の区域又は採掘後地を指す。
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第20条の9第6号又は第7号(第8条第1項第1号)に規定する区域(利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の浸水想定区域が3m以上である土地の区域)

1:2,500

